

一般自動車道事業供用約款  
(平成 21 年 2 月 23 日 近運自一第 899 号認可)

芦有ドライブウェイ株式会社

(約款の効力)

第 1 条 当社の経営にかかる次の一般自動車道及びこれに付属する設備（以下「自動車道」という。）の供用に関してする契約は、特約のある場合を除き、この約款によるものとする。ただし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとする。

芦有自動車道路

(兵庫県芦屋市奥池南町 71 番 1 号から兵庫県神戸市北区有馬町字栗柄 1869 番地まで)

(供用期間等)

第 2 条 自動車道を使用できる期間（以下「供用期間」という。）は、1 月 1 日から 12 月 31 日までとし、自動車道を使用できる時間（以下「供用時間」という。）は、下記のとおりとする。ただし、供用時間を変更する場合は、料金收受所において使用者に見やすいように掲示する。

供用時間

(1) 3 月 1 日から 12 月 31 日までの間……午前 7 時から翌日午前 7 時（終日供用）

(2) 1 月 1 日から 2 月末日までの間……午前 7 時から午後 12 時

(使用料金)

第 3 条 自動車道の使用料金は、供用の日において国土交通大臣の認可を受けている使用料金とする。

(使用券)

第 4 条 使用券の種類は、次のとおりとする。

(1) 普通使用券 (2) 往復使用券 (3) 回数使用券 (4) 定期券 (5) 船車券

(使用料金の收受等)

第 5 条

- 1 自動車道を定期券を使用しないで通常に通行する自動車の運転者及びその同乗者（以下「使用者」という。）は入場時において、通行券を抜き取り、退出時に通行券を所定の料金所の係員に渡して通行した区間の使用料金を現金又は、回数券で支払わなければならない。
- 2 自動車道を定期券にて通行する使用者は通行券を抜き取らず、退出時に定期券を提示し退出する。又、表示された区間を超えて自動車道を使用した者は、その越えた区間に対する使用料金を所定の料金所の係員に支払わなければならない。
- 3 自動車道を定期券にて通行する使用者が、表示された区間以外の料金所より入場する時は、表示された区間外の使用料金を入場時に料金所の係員に支払わなければならない。
- 4 船車券は、退出時に通行券と共に所定の料金所の係員に渡して所定の手続きを受けなければならない。

(通行券の所持等)

第 6 条

- 1 自動車道を定期券を使用しないで通常に通行する使用者は、入場時の料金所にて自動発券機より通行券を抜き取り、自動車道の使用を終えるまでの間、通行券を所持し、当社の係員から請求があった場合は、これを提示しなければならない。
- 2 使用者が通行券を紛失した場合は、通行区間が明らかな場合を除き、最長区間の使用料金を収受する。
- 3 自動車道を定期券にて通常に通行する使用者は、通行券を不要とし、当社の係員から請求があった場合は、定期券を提示しなければならない。

(自動車道の不正使用)

第 7 条 当社は、自動車道を不正に使用した者については、使用料金のほかにその倍額に相当する金額を徴収することができる。

(使用料金の払い戻し等)

第 8 条

- 1 当社は、未使用で有効期間内の使用券（次項の証票を含む。以下同じ。）について払い戻しの請求があった場合はこれに応ずる。  
この場合において、回数使用券については、1 冊につき 200 円、その他の使用券（定期券及び船車券を除く）については 1 枚につき 50 円の手数料を収受する。
- 2 当社は、天災その他やむを得ない理由により自動車道の使用ができなくなった場合は、普通使用券及び往復

割引使用券については収受した使用料金に相当する金額を払い戻し、第5条第1項の手続きを受けた回数使用券については券面に表示された区間を使用することができる証票を交付する。

- 3 自動車道の使用ができなくなった原因について、使用者側に責任のある場合は、前項の規定を適用しない。
- 4 自動車道の供用に支障がない場合において、使用者が自動車道の中で退出したときは、使用料金の払い戻しをしない。
- 5 当社は、使用者が第2項以外の理由により、自動車道からの退去をもとめられた場合は、使用料金の払戻しをしない。
- 6 定期券の払い戻しは、通用期間内に限り通用期間の始めの日から定期料金払い戻しの請求があった日までを使用済み期間として、1日1往復通行の割合で普通通行料金に換算し、その定期料金から控除した残額を払い戻す。この場合、定期券1枚につき100円の手数料を収受する。

券面表示の定期料金額……………A、券面表示の区間に対応する普通通行料金額（片道）…B  
使用日数……………C、払い戻し金額……………D  
$$D=A-\{(B\times 2)\times C+100\}$$

- 7 通用期間内の定期券払い戻しについては、その定期券の額から手数料100円を控除した額を払い戻す。

(係員の指示)

第9条 使用者は、当社の係員が自動車道の安全の維持又は交通整理等のためにする職務上の指示に従わなければならない。

(供用の拒絶)

第10条

- 1 当社は、次の場合は自動車道の供用を拒絶する。
  - (1) 自動車道の使用が法令又は保安上の供用制限の規定に違反する場合。
  - (2) 自動車道の使用が供用時間外となる場合、又は供用時間内に使用を終了することが著しく困難であると認められる場合。
  - (3) 自動車道の使用が他の自動車の通行に著しく支障を及ぼすおそれがある場合。
  - (4) 自動車道の使用が公の秩序又は善良の風俗に反する場合。
  - (5) 天災、その他やむを得ない理由により自動車の通行に支障がある場合。
- 2 当社は、使用者が前条若しくは第13条の規定に違反した場合、又は自動車道の使用が前項第1号から第4号までのいずれかに該当することとなった場合、若しくは前項第5号の事態が発生した場合は、使用者に自動車道からの退去を求めることができる。

(当社の責任)

第11条

- 1 当社は、自動車道の使用により、使用者の生命、身体又は財産に損害を与えた場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いてこれを賠償する。
  - (1) 使用者の故意又は過失
  - (2) 当社の責任によらない自動車相互の接触又は衝突
  - (3) 盗難その他第三者による危害
  - (4) 天災地変その他の不可抗力
- 2 前項の場合において、当社の責任は、使用者が自動車道に進入したときに始まり、自動車道から退出したときに終わる。

(使用者の責任)

第12条 自動車道及びこれに付属する設備を故意又は過失により毀損した使用者は、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(物品の販売等の禁止)

第13条 使用者は、当社の許可を得ずに自動車道において、物品の販売又は頒布、宣伝その他これに類する行為をしてはならない。

以上

# 保安上の供用制限

当社一般自動車道を通行する自動車についての保安上の供用制限は次による。

- (1) 自動車（人が乗車し又は資物が積載される場合にあってはその状態）の長さ、幅、高さ、重量及び最小回転半径

長さ	12メートル以下	総重量	20トン以下
幅	2.5メートル以下	軸重	10トン以下
高さ	3.8メートル以下	輪荷重	5トン以下
最小回転半径	最外側のわだちについて12メートル以下		

- (2) 速度

自動車（軽車両を除く）40 km/時

- (3) カタピラを有する自動車等の通行禁止

カタピラを有する自動車、その他自動車道を損壊するおそれのある構造装置を有する自動車は通行を禁止する。

- (4) 道路上駐車等の禁止

自動車道の利用者は事故、故障その他やむを得ない場合のほか自動車道の中途において折返しをし、又駐車場及び当社所定の駐車区間以外の場所において、駐車をしてはならない。

- (5) 路肩通行の制限

通行する自動車はその車輪が路肩にはみ出してはならない。

- (6) 通行方法の制限

当社が一般自動車道又は通行の危険を防止し又は通行効率の低下を防止するため必要と認められる徐行その他の通行方法を定めたときは、当該通行方法によらなければならない。

これを変更したときも同様とする。

- (7) 緊急自動車等の特例

道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害救助本防活動その他特別の用務のために通行する自動車で当社が認めるものについては前記の制限を適用しない。

以 上